

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	21	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( 都市計画税 )		
要望項目名	都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るために、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税の特例措置（5年間、課税標準1/2以上5/6以下の範囲内において市町村等の条例で定める割合（参考基準2/3）を乗じて得た額を課税標準とする）を2年間延長する。</p> <p>（対象施設） 都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫</p> </li> </ul>		
関係条文	地方税法附則 § 15 条第 34 項		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲2) [平年度] — (▲3)</p> <p>[改正増減収額] —</p> <p>（単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携に基づくエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。 こうしたことから、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成等を定めた都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年3月30日に第180回国会で成立し、平成24年7月1日より施行されたところ。 東日本大震災の際、大都市の交通結節点において、就業者、来訪者等の多数の帰宅困難者が発生したが、首都直下地震等の大規模地震発生時には、これをはるかに上回る混乱と人的被害の発生が予想されており、上記法律の枠組みに基づき、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図ることが重要である。 なお、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、大規模災害対策等の防災・減災の取組を推進する旨が盛り込まれたほか、「国土強靭化アクションプラン2014」（平成26年6月3日国土強靭化推進本部）においても、一時滞在施設や避難所が必ずしも防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能等）を有していないため、帰宅困難者・避難者の受入態勢の確保を図る必要があるとされたところである。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進
合理性	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →国土強靭化アクションプラン 2014 に基づく、平成 30 年度までに都市再生安全確保計画を作成した特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域の数 : 18 地域
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年
	同上の期間中の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →平成 28 年度までに都市再生安全確保計画を作成した特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域の数 : 14 地域
	政策目標の達成状況	現時点での都市再生安全確保計画を作成済みの地域は 7 地域であり、このほか、都市再生安全確保計画を作成中の地域が 7 地域である。 また、今後、都市再生安全確保計画に備蓄倉庫を記載したうえで、当該備蓄倉庫所有者と自治体との間で管理協定を締結することにより本特例の適用が見込まれる備蓄倉庫は、現時点で把握できるもので既に 6 件あり、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制に資する備蓄倉庫の整備を引き続き推進するため、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティブを与える本特例措置を延長する必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成 27 年度 : 固定資産税 4 件、都市計画税 4 件 平成 28 年度 : 固定資産税 6 件、都市計画税 6 件 (適用事業者の範囲) 都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫を所有する者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置をインセンティブとして備蓄倉庫が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・都市再生安全確保計画策定事業費補助金 (内閣府、平成 27 年度予算 : 0.6 億円) ・都市再生安全確保促進事業 (エリア防災促進事業) (国土交通省、平成 27 年度予算 : 3.2 億円) ・災害時拠点強靭化緊急促進事業 (国土交通省、平成 27 年度予算 : 30 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域及び都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定を締結した備蓄倉庫に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数) 平成 25 年度：固定資産税 0 件、都市計画税 0 件
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	現時点での適用実績はないが、今後、管理協定を締結し、本特例の適用が見込まれる事業は 6 件であり、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制に資する備蓄倉庫の整備を引き続き推進するため、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティブを与える本特例措置を延長する必要がある。
前回要望時の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数 目標値：20 地域
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	計画作成のための基礎データの収集・分析等、都市再生安全確保計画の作成には時間を要するため、現時点での都市再生安全確保計画を作成済みの地域は 7 地域であるが、都市再生安全確保計画を作成中の地域は新たに 7 地域ある。 また、今後、都市再生安全確保計画に備蓄倉庫を記載したうえで、当該備蓄倉庫所有者と自治体との間で管理協定を締結することにより本特例の適用が見込まれる備蓄倉庫が現時点で把握できるもので既に 6 件あり、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制に資する備蓄倉庫の整備を引き続き推進するため、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティブを与える本特例措置を延長する必要がある。
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設